

自治体会員 会員規則

一般社団法人炭素会計アドバイザー協会

(背景)

第1条 近年、気候変動、生物多様性の損失などの社会課題が顕在化しており、地方公共団体に於いても「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「地方公共団体実行計画」を策定するなど、地域の脱炭素を進めなければならない現状となっている。地域の脱炭素を進める上では、地方公共団体と地域の企業等が一体となって現状を把握し、課題を踏まえた実施計画を策定、取り組んでいくことが必要である。

(目的)

第2条 この規則は、一般社団法人炭素会計アドバイザー協会（以下「本会」という。）定款第2章第5条2項の規定における、その他会員の種類に基づき、「自治体会員」を設置する。地方公共団体が脱炭素の取り組みを進める上で欠かせない地域企業との連携を後押しするため、地方公共団体に属する職員が民間企業における「GHG 排出量の把握」と「情報開示」、「具体的な削減計画の立案」などに関する知識を習得し、助言およびアドバイスを行えることを目的とする。これにより、地域の脱炭素を実現し、持続可能な社会の構築に寄与することを目指し、本会におけるその定義および会員に関する必要事項を定める。

(会員の位置づけと定義)

第3条 本会の会員は、定款第2章第5条1項に基づく(1)正会員および(2)法人会員（特別賛助会員を含む）。ならびに、同2項に基づく、(3)アカデミー会員および(4)自治体会員とする。

2 自治体会員とは、日本における都道府県や市区町村を統括する行政機関に属する構成員であって、本会事業の趣旨に賛同することを必要とする。

(入会金および年会費)

第4条 自治体会員は、本会理事会の定めにより、入会金および年会費を納めることを要しない。

(会員の手続き)

第5条 自治体会員になろうとするものは、別に定める申込書に必要事項を記入のうえ本会事務局に提出しなければならない。

(入会の承認)

第6条 第5条による申込みを受け、理事会の承認をもって会員となる。理事会は、会員申込み事項が、以下の項目に一つでも該当する場合は、入会を承認しない。

- (1) 本会の趣旨に賛同していないと判断した場合
- (2) その他、会員とすることを不相当と判断した場合

(会員の権利)

第7条 自治体会員（都道府県や市区町村を統括する行政機関）は、その自治体に属する構成員に対して、定款第2条(1)で定めた本会事業に参加できる権利を与えることができる。なお、その他事業によっては参加費等を課することがある。

(会員の義務)

- 第8条 会員は、この規程のほか、法令、定款、資格取得者倫理規程及び理事会の定めるその他の規程・規則等を順守しなければならない。
- 2 会員は、窓口責任者・担当者等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに本会へ届け出なければならない。なお、本項に基づく届出の遅滞、不備又は懈怠による会員の損害について、本会は責任を負わないものとする。
 - 3 前項に違反した場合、又は、会員の責に帰すべき事由により本会において会員の所在が不明になった場合は、協会は会員に通知することなく、会員に対する協会が発行する資料等（以下「会員向け資料等」という。）の発行を停止することができるものとし、また、その後にかかる事由が解消された場合であっても、当該会員は協会に対して、協会が特に認めた場合を除き、当該停止期間中に発行された会員向け資料等の発行を要求することはできないものとする。
 - 4 会員が、この規程のほか、法令、定款、会員倫理規程及びその他の規程・細則等に違反した場合には、本会は当該会員に対し、別途定める懲戒規程に基づく処分とは別に指導を行うことができるものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、定款8条に定める手続きに従い、資格を喪失する。

(退会の手続き)

第10条 会員は定款第9条の規定に基づき、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員は、定款10条に定める手続きに従い、除名されることがある。

(規則外事項)

第12条 この規則に定められた事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、理事会の決議によって解決するものとする。

(改廃)

第13条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1. この規則は、2025（令和7）年5月1日から施行する。